

建設企業常任委員会会議録

平成27年3月12日

北 見 市 議 会

午前10時07分 開 議

(隅田委員長) ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

(似内次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

(隅田委員長) 当委員会に付託されておりました議案について、正副委員長において委員会報告の文案を作成しておりますので、これより事務局に朗読いたさせます。

(武田課長) 今定例会におきまして建設企業常任委員会に付託されました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、平成26年度各会計補正予算議案2件のほか、条例改正議案1件、市道の認定及び市道の路線変更にかかわる議案2件の都合5件であります。

その主な内容は、まず一般会計補正予算では、土木費の道路整備事業費及び街路事業費並びに受託事業費では、道路、街路の整備事業について年度内の物件移転が困難な状況であることから、国及び北海道との協議を行い、用地取得費などの予算について平成27年度に繰り越すため補正計上するものであります。

次に、公営住宅整備事業費では、端野自治区の親交団地建替事業にかかわる敷地造成工事について繰越承認事業として国及び道と協議が調ったことから平成27年度への繰越明許費として補正計上するとともに、用地を取得のための費用を債務負担行為により補正計上するものであります。

次に、下水道事業会計補正予算では、平成27年度に予定していた管渠整備事業について翌年度繰り越し予定事業として国及び北海道との協議が調ったことから、補正計上するものであります。

次に、市道の認定及び市道の路線変更については、それぞれ開発行為及び寄附などによる市道の認

定、さらに市道の延伸による市道の路線変更にかかわるものであります。

次に、条例改正議案では、建築基準法施行令の一部改正に伴い北見市建築基準法施行条例の一部を改正するものであります。

当委員会では、関係理事者出席のもと、提出されました資料に基づく説明を受けた後採決を行った結果、付託議案5件についてはいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、当委員会における審査の結果を申し上げ、建設企業常任委員会の報告を終わります。

(隅田委員長) ただいま朗読いたしました文案について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(隅田委員長) それでは、朗読のとおり、本日本会議において報告することといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後10時10分 閉 議